明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕
○地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法施行令に規定する伝統的建造物を定める件（文部科学一五五）　一
○地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法施行令に規定する伝統的建造物を定める件の一部を改正する件（同一五六～一七二）　六
○使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する件（厚生労働三九二）　七
○療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する件（同三九三）　一〇
○厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名の一部を改正する件（同三九四）　一〇
○厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件（同三九五）　一二
○種苗法第十八条第一項の規定に基づき品種登録した件（農林水産二二九一）　一三
○ドライブレコーダーにより記録すべき情報及びドライブレコーダーの性能要件を定める件（国土交通一三四六）　一五

〔公告〕

諸事項

官庁
適格機関投資家等特例業務届出者の業務廃止命令処分関係　一六
裁判所
破産、免責関係　一六
特殊法人等
独立行政法人農林漁業信用基金平成二十七事業年度財務諸表、独立行政法人製品評価技術基盤機構計量法第百四十三条第一項の規定に基づく登録、国立研究開発法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、税理士登録者・証票無効・登録抹消、企業年金基金設立関係　二〇
地方公共団体
行旅死亡人、農業協同組合法第七十三条第四項で準用する法第六十四条の二の届出関係　四七
会社その他
会社決算公告　五二

○旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針の一部を改正する告示（同一三四七）　一八
○分離通航方式に関する告示の一部を改正する告示（海上保安庁五四）　一八

告示

○文部科学省告示第百五十五号
地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第四十九条の九の規定に基づき、平成二十八年一月一日現在の同条に規定する文部科学大臣が定める家屋を次のように定める。
平成二十八年十一月十七日
文部科学大臣　松野　博一

別表　甲州市塩山下小田原上条伝統的建造物群保存地区

種別	員数	所在地
建築物		
主屋	一棟	甲州市塩山下小田原一一五五―一
蚕室	一棟	甲州市塩山下小田原一一五五―一
主屋	一棟	甲州市塩山下小田原一一五二―一
主屋	一棟	甲州市塩山下小田原一一〇四
主屋	一棟	甲州市塩山下小田原一〇九二―一
土蔵	一棟	甲州市塩山下小田原一〇九二―一
物置	一棟	甲州市塩山下小田原一〇九二―一
主屋	一棟	甲州市塩山下小田原一〇八二
主屋	一棟	甲州市塩山下小田原一〇九九
蚕室	一棟	甲州市塩山下小田原一〇九九
主屋	一棟	甲州市塩山下小田原一〇八三
主屋	一棟	甲州市塩山下小田原一〇八五
蚕室	一棟	甲州市塩山下小田原一〇八五
物置	一棟	甲州市塩山下小田原一〇八五
主屋	一棟	甲州市塩山下小田原一〇七五
主屋	一棟	甲州市塩山下小田原一〇六九―一
土蔵	一棟	甲州市塩山下小田原一〇六九―一
物置	一棟	甲州市塩山下小田原一〇六九―一
主屋	一棟	甲州市塩山下小田原一〇六九―一
観音堂	一棟	甲州市塩山下小田原一三三三
本殿	一棟	甲州市塩山下小田原一〇一六
拝殿	一棟	甲州市塩山下小田原一〇一六
随身門	一棟	甲州市塩山下小田原一〇一六
本堂	一棟	甲州市塩山下小田原一〇〇五
庫裏	一棟	甲州市塩山下小田原一〇〇五
仁王門	一棟	甲州市塩山下小田原一〇〇五

○文部科学省告示第百五十六号
地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第四十九条の九の規定に基づき、平成二十八年一月一日現在の同条に規定する文部科学大臣が定める家屋について、平成元年文部省告示第四十二号（地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法施行令に規定する伝統的建造物を定める件）の一部を次のように改正する。
平成二十八年十一月十七日
文部科学大臣　松野　博一